

深谷市地域防災計画

(改訂案)

市民とともにつくる安全なまちづくり



令和×年×月

深谷市防災会議

目 次

《 第 1 部 総 則 》	1
第 1 章 計画の策定	1
第 1 節 計画の概要	1
第 1 計画の目的	1
第 2 計画の目標	1
第 3 計画の構成	1
第 4 計画の運用等	3
4. 1 他計画との関係	3
4. 2 計画の修正	3
4. 3 計画の周知	3
第 2 節 計画の基本方針	4
第 1 計画の理念	4
第 2 防災施策の大綱	5
第 2 章 市、県及び防災関係機関の役割分担	6
第 1 節 地域防災組織	6
第 1 市に係る地域防災組織	6
第 2 市防災会議	6
2. 1 任務	6
2. 2 組織	6
第 2 節 市、県及び防災関係機関の業務の大綱	7
第 1 市	7
第 2 消防機関	8
第 3 県の機関	8
第 4 警察の機関	9
第 5 指定地方行政機関	10
第 6 自衛隊	11
第 7 指定公共機関	12
第 8 指定地方公共機関	13
第 9 その他の防災関係機関	14
第 3 章 市民、自主防災組織及び事業所の基本的役割	16
第 1 節 市民の果たす役割	17
第 1 平常時から実施する事項	17
第 2 発災時に実施する事項	17

第2節	自主防災組織の果たす役割	18
第1	平常時から実施する事項	18
第2	発災時に実施する事項	18
第3節	事業所の果たす役割	19
第1	平常時から実施する事項	19
第2	発災時に実施する事項	19
第4章	市の防災環境	20
第1節	災害履歴	20
第1	地震災害	20
第2	風水害	22
第3	事故災害	22
第2節	自然環境の特性	23
第1	位置	23
第2	地形	23
第3	活断層	24
第4	表層地質	25
第5	河川	25
第6	気象	26
第3節	社会環境の特性	27
第1	人口	27
第2	建物	30
第3	交通	31
第4	土地利用	32
第5章	震災対策の基本方針	33
第1	地震被害想定	33
1.1	想定地震	33
1.2	想定結果	35
第2	震災対策の基本的考え方	37
第3	震災対策の目標	37
3.1	県の応急対策の目標フレーム	37
3.2	市の震災対策の目標フレーム	37
第6章	風水害の災害特性	38
第1	水害危険区域	38
1.1	河川氾濫の危険区域	38
1.2	洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（想定最大規模）	40
第7章	事故災害の災害特性	47
第1	事故災害の選定	47
第2	市に係る事故災害	49

《 第2部 災害予防計画 》 51

第1節 災害に強い都市環境の整備	52
第1 計画的なまちづくりの推進	53
1.1 防災的土地利用計画の計画的推進 【都市整備部、消防本部】	54
1.2 地盤災害の予防 【総務防災課、都市計画課、建築住宅課、環境課、道路河川課】	56
1.3 土砂災害の予防 【総務防災課、都市計画課、道路河川課】	57
1.4 防災空間の確保 【公園緑地課、農業振興課】	60
第2 都市施設の安全対策	62
2.1 建築物の耐震化・不燃化 【総務防災課、自治振興課、都市計画課、建築住宅課、 教育施設課、生涯学習スポーツ振興課、川本総合支所、関係各課】	63
2.2 道路・交通施設の安全対策	【道路管理課、道路河川課、農業振興課】 65
2.3 河川施設の安全対策	【道路河川課】 67
2.4 倒壊物、落下物の安全対策	【都市計画課、建築住宅課、道路管理課】 67
2.5 ライフライン施設の安全対策【企業経営課、水道工務課、下水道工務課、環境衛生課、 東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社、東日本電信電話(株)埼玉事業部、埼玉ガス(株)】	69
2.6 危険物等関連施設等の安全対策	【消防本部、県】 74
第3 防災拠点の整備	77
3.1 防災拠点のネットワーク化	【総務防災課】 77
3.2 防災拠点施設の整備	【総務防災課、関係各課】 81
第4 安全避難の確保	83
4.1 避難計画の策定	【総務防災課、福祉健康部、教育委員会】 84
4.2 避難拠点の整備 . 【総務防災課、障害福祉課、長寿福祉課、農業振興課、公園緑地課、 教育施設課、生涯学習スポーツ振興課、文化振興課】	87
4.3 避難路の整備	【総務防災課、道路河川課、道路管理課】 91
4.4 遠方からの避難者の受入れ	【総務防災課、福祉政策課】 93
第5 文化財の災害予防	94
5.1 文化財の災害予防	【教育委員会】 94
5.2 文化財の現況把握	【教育委員会】 95
第6 水害予防計画	96
6.1 流域総合治水計画	【総務防災課、道路河川課、下水道工務課、農業振興課】 96
6.2 河川・下水道の整備	【道路河川課、下水道工務課】 100
6.3 地盤沈下対策	【環境課】 100
6.4 土地利用の適正化	【都市計画課】 101
6.5 水防用資機材の整備	【総務防災課、道路河川課】 101
第7 雪害に強い都市環境の整備	102
7.1 都市施設の安全対策	【関係各課】 102
7.2 ライフライン施設の雪害予防	【水道工務課、下水道工務課】 103
7.3 道路機能の確保	【道路管理課、総務防災課】 103
7.4 農業被害に対する雪害予防	【農業振興課】 104
第8 竜巻・突風等への対策	105
8.1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及	【総務防災課、教育委員会】 105

8.2 被害予防対策	【総務防災課、関係各課】 105
第2節 災害に強い防災体制の整備	106
第1 災害活動体制の整備	108
1.1 職員の初動体制の整備	【総務防災課、各部共通】 109
1.2 動員計画等の整備	【総務防災課、各部共通】 110
1.3 広域応援協力体制の充実	【総務防災課、消防本部】 112
第2 災害情報収集・伝達体制の整備	115
2.1 災害情報連絡体制の整備	【総務防災課、秘書室、企画課、消防本部、総合支所、 防災地区拠点(地区センター・公民館)】 116
2.2 被害情報の早期収集体制の整備	【総務防災課、各部共通】 119
2.3 通信施設の整備	【総務防災課、各部共通】 119
2.4 震度情報ネットワークの整備	【県】 121
2.5 情報処理分析体制の整備	【総務防災課】 121
第3 非常用物資の備蓄	123
3.1 食料供給体制の整備	【総務防災課、教育委員会】 124
3.2 給水体制の整備	【企業経営課、水道工務課、総務防災課】 125
3.3 生活必需品供給体制の整備	【総務防災課】 127
3.4 防災用資機材等の備蓄	【総務防災課、関係各課】 128
3.5 石油類燃料の調達・確保	【総務防災課、関係各課】 128
第4 消防体制の整備	129
4.1 出火防止対策の推進	【消防本部】 130
4.2 初期消火体制の強化	【総務防災課、消防本部】 131
4.3 火災の拡大防止対策	【消防本部、総務防災課】 132
4.4 救急救助体制の整備	【消防本部、総務防災課】 133
第5 災害時医療体制の整備	135
5.1 防災医療システムの整備	【総務防災課、保健センター】 136
5.2 初動医療体制の整備	【総務防災課、保健センター】 137
5.3 後方医療体制の整備	【総務防災課、保健センター】 138
5.4 要配慮者に対する医療支援	【障害福祉課、長寿福祉課】 139
5.5 医薬品等の備蓄	【総務防災課、保健センター】 140
5.6 医療保健応援体制の整備	【総務防災課、保健センター】 140
第6 遺体の埋・火葬	141
6.1 埋・火葬のための資材、火葬場の確保	【総務防災課、市民課】 141
第7 防疫対策	141
7.1 防疫活動体制の整備	【総務防災課、環境課】 141
7.2 防疫用資機材の備蓄及び調達	【総務防災課、環境課】 141
第8 緊急輸送体制の整備	142
8.1 緊急輸送路の確保	【道路河川課、道路管理課、総務防災課】 142
8.2 緊急車両の確保	【議会事務局、総務防災課、総合支所】 144
第9 応急仮設住宅対策	145
9.1 応急措置等の指導、相談	【都市計画課、建築住宅課】 145
9.2 応急仮設住宅の用地の確保	【都市計画課、建築住宅課】 145

9.3 応急仮設住宅用資機材の確保	【建築住宅課】 146
第10 文教・保育対策	147
10.1 学校等の災害対策	【教育委員会、校長等、こども未来部】 147
第11 帰宅困難者対策	148
11.1 帰宅困難者の把握	【総務防災課、商工振興課】 148
11.2 帰宅困難者発生に伴う影響	【総務防災課】 149
11.3 帰宅困難者への啓発等	【総務防災課】 150
11.4 企業等における帰宅困難者対策	151
11.5 学校における帰宅困難者対策	【教育部】 151
第12 その他の災害予防	152
12.1 孤立化地域対策	【総務防災課】 152
12.2 火災証明書の発行体制の整備	【資産税課、総務防災課】 153
12.3 がれき処理等廃棄物対策	【環境衛生課、総務防災課】 153
12.4 被災中小企業支援	【商工振興課】 154
第3節 市民の協力による防災対策	155
第1 防災意識の向上	156
1.1 啓発活動の推進	【総務防災課、各部共通】 156
1.2 防災教育の推進	【総務防災課、福祉健康部、教育委員会、消防本部】 157
第2 防災訓練の充実	161
2.1 総合防災訓練	【総務防災課、消防本部】 161
2.2 市及び防災関係機関の訓練	【総務防災課、福祉健康部、こども未来部、 都市整備部、教育委員会、消防本部】 163
2.3 事業所、自主防災組織及び市民の訓練	【総務防災課、消防本部】 165
2.4 水防訓練	【各部共通】 165
2.5 防災訓練の充実・強化等	【総務防災課、消防本部】 166
第3 自主防災組織の育成強化	167
3.1 自主防災組織の育成	【総務防災課、消防本部】 168
3.2 事業所等の防災組織の育成	【総務防災課、消防本部、商工振興課】 170
第4 要配慮者の安全確保	172
4.1 避難行動要支援者の安全対策	【総務防災課、福祉健康部】 173
4.2 要配慮者全般の安全対策	【総務防災課、福祉健康部】 175
4.3 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策	【総務防災課、福祉健康部】 177
4.4 外国人に対する安全対策	【総務防災課、協働推進課、市民課】 179
第5 ボランティアとの連携	180
5.1 ボランティアの育成・確保	【福祉政策課】 180
5.2 ボランティア活動の環境整備	【福祉政策課、(福)深谷市社会福祉協議会】 181
5.3 登録ボランティア	【総務防災課、福祉政策課】 182
第6 市民による雪害対策	184
6.1 市民による雪害対策	【総務防災課】 184

《 第3部 災害応急対策計画 》 185

第1章 震災対策計画 186

第1節 応急活動体制 188

第1 市の活動体制 189

1.1 災害発生直前の未然防災活動 【総務防災課、各部共通】 189

1.2 活動体制と配備基準 【各部共通】 190

1.3 活動体制と動員計画 【各部共通】 190

1.4 災害警戒本部の設置・運営 【各部共通、総務防災課】 191

1.5 災害対策本部の設置・運営 【各部共通、総務防災課】 192

1.6 市の行政機能の確保状況の報告 【総括部】 197

第2 応急活動内容 198

2.1 職員の初動活動 【各部共通】 198

2.2 応急対策の流れ 【各部共通】 201

2.3 応急活動の留意点 【本部事務局】 202

第3 応援要請、相互協力 204

3.1 県への応援要請 【本部事務局】 204

3.2 隣接市町等への応援要請 【本部事務局】 206

3.3 防災関係機関への応援要請 【本部事務局】 206

3.4 派遣職員に関する資料の整備 【総括部】 207

3.5 広域避難 【本部事務局】 207

3.6 応援の受入れ 【本部事務局】 207

3.7 ボランティア団体等との相互協力 【救援避難部】 209

3.8 応援受入体制の確保 【本部事務局】 211

3.9 被災地支援 【本部事務局】 211

第4 自衛隊の災害派遣 212

4.1 派遣要請 【本部事務局】 212

4.2 依頼要領 【本部事務局】 212

4.3 自衛隊の自主派遣 【自衛隊】 214

4.4 派遣部隊の撤収要請 【本部事務局】 214

4.5 経費の負担区分 【本部事務局】 215

第5 災害救助法の適用 216

5.1 災害救助法の概要 【関係各部】 216

5.2 災害救助法の適用及び実施 【本部事務局、救援避難部】 218

5.3 災害救助法が適用されない場合の措置 【関係各部】 219

第6 自主防災組織の活動体制 220

6.1 自主防災組織の活動 220

第2節 情報の収集・伝達 221

第1 情報連絡体制 222

1.1 情報連絡系統 【各部共通】 222

1.2 通信手段の確保 【本部事務局】 224

第2 災害情報の収集・伝達体制 228

2.1	実施体制	【各部共通、本部事務局】	229
2.2	初動期の情報収集体制	【各部共通、総括部】	231
2.3	防災関係機関との情報収集体制	【総括部】	231
2.4	地震情報	【総括部】	232
2.5	火災情報	【消防部】	233
2.6	人的被害情報	【各部共通】	234
2.7	一般建築物被害情報	【各部共通】	235
2.8	公共土木・建築施設被害情報	【施設部、教育部、渉外情報部】	236
2.9	ライフライン被害情報	【上下水道部、本部事務局】	236
2.10	交通施設被害情報	【施設部、本部事務局】	236
2.11	その他の被害情報	【産業部】	237
2.12	被害調査の報告	【総括部】	237
第3	市民への広報活動		239
3.1	広報活動の方針	【本部事務局】	239
3.2	災害広報資料の収集	【渉外情報部】	240
3.3	初動期の広報	【渉外情報部】	241
3.4	生活再開時期の広報	【渉外情報部】	241
3.5	要配慮者への広報	【渉外情報部、救援避難部】	243
第4	市民の各種相談窓口		244
4.1	各種相談窓口の設置	【渉外情報部】	244
4.2	相談の内容	【渉外情報部】	244
第5	報道機関への情報提供		246
5.1	災害情報の提供	【渉外情報部】	246
5.2	災害情報の報道依頼	【渉外情報部】	246
第6	広聴活動		247
6.1	被災者に対する広聴活動の実施	【渉外情報部】	247
6.2	活動手順	【渉外情報部】	247
6.3	ホームページの開設	【渉外情報部】	248
6.4	県の災害情報相談センターへの協力	【渉外情報部】	248
6.5	関係機関の連携確保	【渉外情報部】	248
第3節	消防活動		249
第1	消防本部による消防活動		250
1.1	情報収集及び伝達	【消防部】	250
1.2	初期活動	【消防部】	251
1.3	消火活動	【消防部】	251
1.4	救急及び救助活動	【消防部】	252
第2	消防団による消防活動		255
2.1	初期活動	【消防部、消防団】	255
2.2	消防活動	【消防部、消防団】	255
2.3	その他の活動	【消防部、消防団】	256
第3	応援部隊の要請		257
3.1	応援の要請	【本部事務局、消防部】	257

3.2 受援の対応	【本部事務局、消防部】 259
第4 救出活動	260
4.1 救出活動の基本方針	【本部事務局、消防部】 260
4.2 要救出現場に対する人員の確保	【本部事務局、消防部】 261
4.3 要救出現場に対する救出用資機材の投入	【本部事務局】 261
4.4 救出従事機関同士の連絡調整・地域分担・役割分担	【本部事務局、消防部】 261
4.5 その他注意事項	【本部事務局、消防部】 262
第5 救急救助	263
5.1 救急救助における出動	【消防部】 263
5.2 救急救助における活動	【消防部】 263
5.3 応援要請	【消防部】 263
5.4 災害救助法が適用された場合の費用等	【本部事務局、救援避難部】 264
第4節 救援・救護活動	265
第1 行方不明者の搜索	266
1.1 安否確認	【調達部、消防部、警察署】 266
1.2 搜索活動	【本部事務局、消防部、警察署】 266
第2 避難対策	267
2.1 要避難状況の把握	【本部事務局、消防部】 267
2.2 避難指示	【本部事務局、消防部、警察署】 268
2.3 警戒区域の設定	【本部事務局、消防部、警察署】 270
2.4 避難誘導及び移送	【救援避難部、教育部、消防部、消防団】 271
2.5 避難所等の開設	【救援避難部、関係各部】 272
2.6 避難所の運営	【救援避難部、関係各部】 273
2.7 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策	【本部事務局、 救援避難部、救護部、関係各部】 277
2.8 普通生活への復帰・避難所の縮小	【本部事務局、救援避難部】 279
第3 要配慮者の安全確保	280
3.1 避難行動要支援者等の避難支援	【本部事務局、救援避難部、救護部、消防部】 280
3.2 避難生活における要配慮者支援	【本部事務局、救援避難部、救護部】 281
3.3 社会福祉施設入所者等の安全確保対策	【救援避難部、救護部】 283
3.4 在住外国人の安全確保	【本部事務局】 284
第4 医療救護	285
4.1 医療情報の収集・伝達	【救護部】 285
4.2 初動医療体制	【救護部】 285
4.3 負傷者等の搬送体制	【救護部、消防部】 287
4.4 後方医療体制	【救護部、消防部】 288
第5 防疫及び保健衛生	289
5.1 防疫活動	【環境防疫部】 289
5.2 保健衛生活動	【県、救護部】 291
5.3 動物愛護	【環境防疫部】 292
第6 応急給水	293
6.1 給水需要の把握	【上下水道部、本部事務局】 293

6.2	給水方針の決定	【本部事務局、上下水道部】	293
6.3	給水の実施	【上下水道部】	294
6.4	給水施設の応急復旧	【上下水道部】	295
第7	食料・生活必需品の供給		296
7.1	緊急食料供給体制の確立	【調達部】	296
7.2	緊急生活必需品供給体制の確立	【調達部、救援避難部】	299
7.3	救援物資供給体制の確立	【調達部、救援避難部】	301
第8	住宅の確保		302
8.1	危険度判定の実施	【施設部】	302
8.2	応急仮設住宅の設置	【施設部】	304
8.3	被災住宅の応急修理	【施設部】	306
8.4	既存住宅の利用	【施設部】	307
8.5	災害復旧用材の調達等		307
第9	遺体の取扱い		308
9.1	遺体の搜索	【調達部、消防部】	308
9.2	遺体の処理	【調達部、消防部】	309
9.3	遺体の埋・火葬	【調達部、深丘園】	310
第10	要員の確保		312
第11	警備対策		313
11.1	警備措置	【警察署】	313
11.2	警備体制	【警察署】	313
11.3	警備任務	【警察署】	313
第5節	都市施設の応急対策		314
第1	公共施設の応急対策		315
1.1	公共建築物	【施設部、教育部】	315
1.2	道路及び橋梁	【施設部、警察署】	316
1.3	河川及び水路	【施設部】	317
1.4	鉄道	【本部事務局】	318
1.5	その他の施設	【関係各部】	318
第2	ライフラインの応急対策		320
2.1	上水道施設	【上下水道部】	320
2.2	下水道施設	【上下水道部】	321
2.3	都市ガス施設	【埼玉ガス(株)】	322
2.4	電力施設	【東京電力パワーグリッド(株)】	322
2.5	電気通信設備	【東日本電信電話(株)】	323
第6節	交通対策		325
第1	緊急輸送の方針		326
1.1	目標	【調達部、施設部、輸送部】	326
1.2	基本方針	【調達部、施設部、輸送部】	326
1.3	輸送対象	【調達部、施設部、輸送部】	327
第2	緊急輸送道路の確保		328
2.1	道路の被害状況の把握	【施設部】	328

2.2	交通障害物の除去	【施設部】	328
2.3	除去作業上の留意事項	【施設部】	329
第3	交通規制		330
3.1	発災直後の交通規制の実施要領	【施設部】	330
3.2	交通規制の方法	【施設部】	331
3.3	交通規制の実施時期と法適用	【施設部】	332
3.4	交通規制の法的根拠	【施設部】	332
第4	緊急輸送手段の確保		333
4.1	緊急輸送車両の確保	【総括部、調達部、輸送部】	333
4.2	緊急輸送車両の管理と運用	【輸送部】	334
4.3	緊急輸送車両の確認	【総括部】	334
4.4	その他の輸送手段	【渉外情報部】	335
4.5	災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送	【調達部、輸送部】	335
第7節	廃棄物対策		336
第1	災害廃棄物処理		337
1.1	住宅関係障害物の除去	【環境防疫部、施設部】	337
1.2	災害廃棄物の処理	【環境防疫部、施設部】	338
第2	一般廃棄物処理		341
2.1	ごみ処理	【環境防疫部】	341
2.2	し尿処理	【環境防疫部、調達部】	342
第8節	水防・土砂災害対策		344
第1	水防計画		345
1.1	水防組織の確立	【施設部】	345
1.2	水防活動	【施設部】	345
第2	土砂災害等の防止		346
2.1	応急対策	【施設部、産業部】	346
第9節	文教・保育対策		347
第1	応急教育		348
1.1	児童・生徒の安否確認	【教育部】	348
1.2	学校施設の応急復旧	【教育部】	349
1.3	応急教育の実施	【教育部】	350
1.4	教材・学用品の調達・支給	【教育部】	351
第2	応急保育		352
2.1	福祉施設の応急措置	【救援避難部、救護部】	352
2.2	保育園の応急措置	【救援避難部、救護部】	353
2.3	放課後児童クラブの措置	【救援避難部、救護部】	354
2.4	要保護児童の応急保育	【救援避難部、救護部】	354
第3	文化財対策		356
3.1	情報の収集・伝達	【教育部】	356
3.2	入館者の安全対策	【教育部】	356
3.3	収蔵・保管施設の応急対策	【教育部】	356
3.4	文化財の応急対策	【教育部】	357

第10節 帰宅困難者対策	358
第1 帰宅困難者への情報提供	【本部事務局】 359
第2 一時滞在施設の確保	360
2.1 駅周辺における一時滞在施設の確保	【本部事務局】 360
2.2 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供	【本部事務局】 360
2.3 災害救助法の適用の検討	【本部事務局】 360
第3 帰宅支援	361
3.1 帰宅活動への支援	【本部事務局】 361
3.2 帰宅途上における一時滞在施設の確保	【本部事務局】 361
第11節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	362
第1 基本方針	363
1.1 計画策定の趣旨	363
第2 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	364
2.1 南海トラフ地震臨時情報の伝達	【総務防災課、各部共通】 364
2.2 市民、企業等への呼びかけ	【本部事務局】 365
第2章 風水害対策計画	366
第1節 応急活動体制	367
第1 市の活動体制	368
1.1 災害発生直前の未然防災活動	【総務防災課、各部共通】 368
1.2 活動体制と配備基準	【各部共通】 369
1.3 活動体制と動員計画	【各部共通】 370
1.4 災害警戒本部の設置・運営	【各部共通、総務防災課】 373
1.5 災害対策本部の設置・運営	【各部共通、総務防災課】 374
1.6 応急活動の留意点	【本部事務局】 375
第2 応援要請、相互協力	376
2.1 県への応援要請	【本部事務局】 376
2.2 隣接市町等への応援要請	【本部事務局】 376
2.3 防災関係機関への応援要請	【本部事務局】 376
2.4 派遣職員に関する資料の整備	【総括部】 376
2.5 広域避難	【本部事務局】 376
2.6 応援の受入れ	【本部事務局】 376
2.7 ボランティア団体等との相互協力	【救援避難部】 376
2.8 応援受入体制の確保	【本部事務局】 376
2.9 被災地支援	【本部事務局】 376
第3 自衛隊の災害派遣	377
3.1 派遣要請	【本部事務局】 377
3.2 依頼要領	【本部事務局】 377
3.3 自衛隊の自主派遣	【自衛隊】 377
3.4 派遣部隊の撤収要請	【本部事務局】 377
3.5 経費の負担区分	【本部事務局】 377
第4 災害救助法の適用	377
4.1 災害救助法の概要	【関係各部】 377

4.2	災害救助法の適用及び実施	【本部事務局、救援避難部】	377
4.3	災害救助法が適用されない場合の措置	【関係各部】	377
第5	市民及び自主防災組織の活動体制		378
5.1	市民の行動		378
5.2	自主防災組織の活動		379
第2節	情報の収集・伝達		380
第1	情報連絡体制		381
1.1	情報連絡系統	【各部共通】	381
1.2	通信手段の確保	【本部事務局】	381
第2	災害情報の収集・伝達体制		382
2.1	気象予報・警報等情報	【各部共通】	382
2.2	雨量と水位情報	【道路河川課、総務防災課】	389
2.3	水防情報	【道路河川課、総務防災課】	389
2.4	防災関係機関との情報収集体制	【総括部】	396
2.5	人的被害情報	【各部共通】	396
2.6	一般建築物被害情報	【各部共通】	396
2.7	公共土木・建築施設被害情報	【施設部、教育部、渉外情報部】	396
2.8	ライフライン被害情報	【上下水道部、本部事務局】	397
2.9	交通施設被害情報	【施設部、本部事務局】	397
2.10	その他の被害情報	【産業部】	397
2.11	被害調査の報告	【総括部】	397
第3	市民への広報活動		399
3.1	広報活動の方針	【本部事務局】	399
3.2	災害広報資料の収集	【渉外情報部】	399
3.3	初動期の広報	【渉外情報部】	399
3.4	生活再開時期の広報	【渉外情報部】	400
3.5	要配慮者への広報	【渉外情報部、救援避難部】	400
3.6	ダム放流に伴う住民等に対する広報	【渉外情報部】	400
第4	市民の各種相談窓口		401
4.1	各種相談窓口の設置	【渉外情報部】	401
4.2	相談の内容	【渉外情報部】	401
第5	報道機関への情報提供		401
5.1	災害情報の提供	【渉外情報部】	401
5.2	災害情報の報道依頼	【渉外情報部】	401
第6	広聴活動		401
6.1	被災者に対する広聴活動の実施	【渉外情報部】	401
6.2	県の災害情報相談センターへの協力	【渉外情報部】	401
第3節	水防活動		402
第1	危険区域の監視・警戒		403
1.1	水防に関する活動体制	【施設部、消防団】	403
1.2	活動内容	【施設部、消防団】	404
1.3	重要水防区域	【施設部】	404

第2	決壊時の措置	405
2.1	決壊時の処置	【本部事務局、施設部、消防部、消防団】 405
2.2	避難のための立退き	【本部事務局、消防部、消防団】 406
2.3	水防解除	【本部事務局、消防部、消防団】 406
第3	避難指示等	407
3.1	活動体制	【本部事務局、消防部、警察署、自衛隊】 407
3.2	警戒区域の設定	【本部事務局、消防部、警察署、自衛隊】 408
3.3	避難指示等の発令基準及び伝達方法	【本部事務局、施設部】 409
3.4	関係機関の相互連絡	【本部事務局】 411
3.5	避難誘導	【救援避難部】 412
第4	応援要請	413
4.1	水防管理団体相互の協力応援	【本部事務局】 413
4.2	自衛隊に対する出動要請	【本部事務局】 413
第5	水防信号	【消防部】 414
第6	観測通報	415
6.1	雨量の通報	415
6.2	水位の通報	【本部事務局、施設部】 415
第7	土砂災害防止計画	416
7.1	土砂災害警戒情報	【本部事務局】 416
7.2	情報の収集・伝達	【本部事務局】 416
7.3	避難誘導	【本部事務局、救援避難部】 417
7.4	二次災害の防止	【本部事務局、施設部】 417
第8	公用負担	【施設部、消防部】 418
第4節	消防活動	419
第1	消火活動	420
1.1	消火活動上の基本方針	【消防部】 420
1.2	住民・自主防災組織の活動	【消防部】 420
1.3	事業所の活動	【消防部】 420
第2	応援部隊の要請	421
2.1	応援の要請	【本部事務局、消防部】 421
2.2	受援の対応	【本部事務局、消防部】 421
第5節	救援・救護活動	422
第1	人命救助活動	423
1.1	人命救助活動	【本部事務局、施設部、消防部】 423
1.2	行方不明者の搜索活動	【本部事務局、調達部、消防部、警察署】 424
第2	避難対策	425
2.1	要避難状況の把握	【本部事務局、消防部】 425
2.2	避難指示等	【本部事務局、消防部、警察署】 426
2.3	警戒区域の設定	【本部事務局、消防部、警察署】 428
2.4	避難誘導及び移送	【救援避難部、教育部、消防部、消防団】 428
2.5	避難所等の開設	【救援避難部、関係各部】 428
2.6	避難所の運営	【救援避難部、関係各部】 428

2.7	避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策.....	【本部事務局、 救援避難部、救護部、関係各部】	428
2.8	普通生活への復帰・避難所の縮小.....	【本部事務局、救援避難部】	428
第3	要配慮者の安全確保.....		429
3.1	避難行動要支援者等の避難支援.....	【本部事務局、救援避難部、救護部、消防部】	429
3.2	避難生活における要配慮者支援.....	【本部事務局、救援避難部、救護部】	429
3.3	社会福祉施設入所者等の安全確保対策.....	【救援避難部、救護部】	429
3.4	在住外国人の安全確保.....	【本部事務局】	429
第4	医療救護.....		429
4.1	医療情報の収集・伝達.....	【救護部】	429
4.2	初動医療体制.....	【救護部】	429
4.3	負傷者等の搬送体制.....	【救護部、消防部】	429
4.4	後方医療体制.....	【救護部、消防部】	429
第5	防疫及び保健衛生.....		430
5.1	防疫活動.....	【環境防疫部】	430
5.2	保健衛生活動.....	【県、救護部】	430
5.3	動物愛護.....	【環境防疫部】	430
第6	応急給水.....		431
6.1	給水需要の把握.....	【上下水道部、本部事務局】	431
6.2	給水方針の決定.....	【本部事務局、上下水道部】	431
6.3	給水の実施.....	【上下水道部】	431
6.4	給水施設の応急復旧.....	【上下水道部】	432
第7	食料・生活必需品の供給.....		433
7.1	緊急食料供給体制の確立.....	【調達部】	433
7.2	緊急生活必需品供給体制の確立.....	【調達部、救援避難部】	433
7.3	救援物資供給体制の確立.....	【調達部、救援避難部】	433
第8	住宅の確保.....		433
8.1	危険度判定の実施.....	【施設部】	433
8.2	応急仮設住宅の設置.....	【施設部】	433
8.3	被災住宅の応急修理.....	【施設部】	433
8.4	既存住宅の利用.....	【施設部】	433
8.5	災害復旧用材の調達等.....		433
第9	遺体の取扱い.....		434
9.1	遺体の搜索.....	【調達部、消防部】	434
9.2	遺体の処理.....	【調達部、消防部】	434
9.3	遺体の埋・火葬.....	【調達部、深丘園】	434
第10	要員の確保.....		434
第11	災害警備計画.....		435
11.1	基本方針.....	【警察署】	435
11.2	警備体制の種別.....	【警察署】	435
11.3	平常時の措置.....	【警察署】	436
11.4	災害警備実施.....	【警察署】	436

第6節 都市施設の応急対策	437
第1 公共施設の応急対策	438
1.1 公共建築物	【施設部、教育部】 438
1.2 道路及び橋梁	【施設部、警察署】 438
1.3 河川及び水路	【施設部】 438
1.4 鉄道	【本部事務局】 438
1.5 その他の施設	【関係各部】 438
第2 ライフラインの応急対策	438
2.1 上水道施設	【上下水道部】 438
2.2 下水道施設	【上下水道部】 438
2.3 都市ガス施設	【埼玉ガス(株)】 438
2.4 電力施設	【東京電力パワーグリッド(株)】 438
2.5 電気通信設備	【東日本電信電話(株)】 438
第7節 交通対策	439
第1 緊急輸送の方針	440
1.1 目標	【調達部、施設部、輸送部】 440
1.2 基本方針	【調達部、施設部、輸送部】 440
1.3 輸送対象	【調達部、施設部、輸送部】 440
第2 緊急輸送道路の確保	440
2.1 道路の被害状況の把握	【施設部】 440
2.2 交通障害物の除去	【施設部】 440
2.3 除去作業上の留意事項	【施設部】 440
第3 交通規制	441
3.1 発災直後の交通規制の実施要領	【施設部】 441
3.2 交通規制の方法	【施設部】 441
3.3 交通規制の実施時期と法適用	【施設部】 441
3.4 交通規制の法的根拠	【施設部】 441
第4 緊急輸送手段の確保	442
4.1 緊急輸送車両の確保	【総括部、調達部、輸送部】 442
4.2 緊急輸送車両の管理と運用	【輸送部】 442
4.3 緊急輸送車両の確認	【総括部】 442
4.4 その他の輸送手段	【渉外情報部】 442
4.5 災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送	【調達部、輸送部】 442
第8節 廃棄物対策	443
第1 災害廃棄物処理	444
1.1 住宅関係障害物の除去	【環境防疫部、施設部】 444
1.2 災害廃棄物の処理	【環境防疫部、施設部】 444
第2 一般廃棄物処理	445
2.1 ごみ処理	【環境防疫部】 445
2.2 し尿処理	【環境防疫部、調達部】 445
第9節 文教・保育対策	446
第1 応急教育	447

1.1	児童・生徒の安否確認	【教育部】	447
1.2	学校施設の応急復旧	【教育部】	447
1.3	応急教育の実施	【教育部】	447
1.4	教材・学用品の調達・支給	【教育部】	447
第2	応急保育		448
2.1	福祉施設の応急措置	【救援避難部、救護部】	448
2.2	保育園の応急措置	【救援避難部、救護部】	449
2.3	放課後児童クラブの措置	【救援避難部、救護部】	449
2.4	要保護児童の応急保育	【救援避難部、救護部】	449
第3	文化財対策		449
3.1	情報の収集・伝達	【教育部】	449
3.2	入館者の安全対策	【教育部】	449
3.3	収蔵・保管施設の応急対策	【教育部】	449
3.4	文化財の応急対策	【教育部】	449
第3章	事故災害対策計画		450
第1節	応急活動体制		451
第1	市の活動体制		452
1.1	活動体制と配備基準	【各部共通】	452
1.2	活動体制と動員計画	【各部共通】	452
1.3	災害対策本部の設置・運営	【各部共通、総務防災課】	453
第2	応急活動内容		455
2.1	職員の初動活動	【各部共通】	455
2.2	応急活動の留意点	【本部事務局】	456
第3	応援要請、相互協力		457
3.1	県への応援要請	【本部事務局】	457
3.2	隣接市町等への応援要請	【本部事務局】	457
3.3	防災関係機関への応援要請	【本部事務局】	457
3.4	派遣職員に関する資料の整備	【総括部】	457
3.5	広域避難	【本部事務局】	457
3.6	応援の受入れ	【本部事務局】	457
3.7	ボランティア団体等との相互協力	【救援避難部】	457
3.8	応援受入体制の確保	【本部事務局】	457
3.9	被災地支援	【本部事務局】	457
第4	自衛隊の災害派遣		457
4.1	派遣要請	【本部事務局】	457
4.2	依頼要領	【本部事務局】	457
4.3	自衛隊の自主派遣	【自衛隊】	457
4.4	派遣部隊の撤収要請	【本部事務局】	457
4.5	経費の負担区分	【本部事務局】	457
第5	災害救助法の適用		458
5.1	災害救助法の概要	【関係各部】	458
5.2	災害救助法の適用及び実施	【本部事務局、救援避難部】	458

5.3 災害救助法が適用されない場合の措置	【関係各部】	458
第2節 情報の収集・伝達		459
第1 情報連絡体制		460
1.1 情報連絡系統	【各部共通】	460
1.2 通信手段の確保	【本部事務局】	460
第2 災害情報の収集・伝達体制		461
2.1 実施体制	【各部共通、本部事務局】	461
2.2 初動期の情報収集体制	【各部共通、総括部】	461
2.3 防災関係機関との情報収集体制	【総括部】	462
2.4 火災情報	【消防部】	462
2.5 人的被害情報	【各部共通】	462
2.6 一般建築物被害情報	【各部共通】	463
2.7 公共土木・建築施設被害情報	【施設部、教育部、渉外情報部】	463
2.8 ライフライン被害情報	【上下水道部、本部事務局】	463
2.9 交通施設被害情報	【施設部、本部事務局】	463
2.10 その他の被害情報	【産業部】	463
2.11 被害調査の報告	【総括部】	463
第3 市民への広報活動		465
3.1 広報活動の方針	【本部事務局】	465
3.2 災害広報資料の収集	【渉外情報部】	465
3.3 初動期の広報	【渉外情報部】	465
3.4 生活再開時期の広報	【渉外情報部】	465
3.5 要配慮者への広報	【渉外情報部、救援避難部】	465
第4 市民の各種相談窓口		466
4.1 各種相談窓口の設置	【渉外情報部】	466
4.2 相談の内容	【渉外情報部】	466
第5 報道機関への情報提供		466
5.1 災害情報の提供	【渉外情報部】	466
5.2 災害情報の報道依頼	【渉外情報部】	466
第6 広聴活動		466
6.1 被災者に対する広聴活動の実施	【渉外情報部】	466
6.2 県の災害情報相談センターへの協力	【渉外情報部】	466
第3節 救援・救護活動		467
第1 人命救助活動		468
1.1 人命救助活動	【本部事務局、施設部、消防部】	468
1.2 行方不明者の搜索活動	【本部事務局、調達部、消防部、警察署】	469
第2 避難対策		470
2.1 要避難状況の把握	【本部事務局、消防部】	470
2.2 避難指示	【本部事務局、消防部、警察署】	470
2.3 警戒区域の設定	【本部事務局、消防部、警察署】	471
2.4 避難誘導及び移送	【救援避難部、教育部、消防部、消防団】	471
2.5 避難所等の開設	【救援避難部、関係各部】	471

2.6	避難所の運営	【救援避難部、関係各部】	471
2.7	避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策	【本部事務局、 救援避難部、救護部、関係各部】	472
2.8	普通生活への復帰・避難所の縮小	【本部事務局、救援避難部】	472
第3	医療救護		473
3.1	医療情報の収集・伝達	【救護部】	473
3.2	初動医療体制	【救護部】	473
3.3	負傷者等の搬送体制	【救護部、消防部】	473
3.4	後方医療体制	【救護部、消防部】	473
第4	大規模火災対策計画		474
1.1	消防活動	【本部事務局、消防部、消防団】	474
1.2	救出活動	【本部事務局、施設部、消防部】	475
1.3	救援・救護活動	【本部事務局、救援避難部、教育部、施設部、消防部、消防団】	475
1.4	施設・設備の応急復旧活動	【施設部】	477
1.5	被災者への的確な情報伝達活動	【本部事務局】	477
第5	危険物等災害対策計画		478
1.1	危険物災害応急対策計画	【警察署、施設管理者】	478
1.2	高圧ガス災害応急対策計画	【消防部、県、警察署、施設管理者】	479
1.3	火薬類災害応急対策計画	【総括部、消防部、警察署、施設管理者】	480
1.4	毒物・劇物災害応急対策計画	【消防部、熊谷保健所、警察署、施設管理者】	480
第6	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画		481
第1	放射性物質輸送事故に対する基本方針		483
1.1	想定した事故		483
1.2	想定した事故の条件		483
1.3	シミュレーションの結果		483
第2	放射性物質輸送事故応急対策活動		484
2.1	輸送事故発生直後の情報の収集・連絡		484
2.2	活動体制の確立	【関係各部】	486
第3	原子力発電所事故対策計画	【関係各部】	491
第7	農林水産災害対策計画		493
1.1	実施計画	【本部事務局、産業部】	493
1.2	農業災害対策	【産業部】	493
第8	道路災害対策計画		495
1.1	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	【本部事務局、施設部】	495
1.2	活動体制の確立	【本部事務局、施設部】	497
1.3	消火活動	【施設部、消防部】	497
1.4	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	【本部事務局、施設部】	498
1.5	危険物の流出に対する応急対策	【施設部、消防部】	498
1.6	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	【施設部】	498
1.7	被災者等への的確な情報伝達活動	【本部事務局】	499
1.8	道路災害からの復旧	【施設部】	499

第9節 鉄道事故対策計画	500
第1 市の措置	501
1.1 活動体制	【総務防災課、消防部】 501
1.2 情報収集	【総務防災課、消防部】 502
1.3 避難誘導	【総務防災課、消防部】 502
1.4 災害現場周辺の住民への避難指示	【総務防災課、消防部】 503
1.5 救出・救助	【消防部、警察署】 503
1.6 消火活動	【消防部】 503
1.7 応援要請	【総務防災課、消防部】 503
1.8 医療救護	【救護部、消防部】 503
第2 鉄道事業者等の措置	504
第3 県の措置	504
第10節 航空機事故災害対策計画	505
第1 活動体制	506
1.1 事業者の措置	506
1.2 県の措置	506
1.3 市の措置	【本部事務局】 507
第2 応急措置	508
2.1 情報収集	【本部事務局】 508
2.2 避難誘導	【消防部、消防団】 509
2.3 救出・救助	【消防部、警察署】 509
2.4 消火活動	【消防部】 509
2.5 応援要請	【本部事務局】 510
2.6 医療救護	【救護部】 510
第11節 文化財災害対策計画	511
1.1 情報の収集・伝達	【教育部】 511
1.2 入館者の安全対策	【教育部】 511
1.3 収蔵・保管施設の応急対策	【教育部】 511
1.4 文化財の応急対策	【教育部】 512
第4章 その他の災害対策計画	513
第1節 雪害対策	514
第1 市の活動体制	515
1.1 活動体制と配備基準	【各部共通】 515
第2 活動内容	516
2.1 情報の収集・伝達	【各部】 516
2.2 道路機能の確保	【施設部】 516
2.3 救出・救助の実施	【本部事務局、消防部】 517
2.4 避難所の開設・運営	【本部事務局、救援避難部】 517
2.5 医療救護	【救護部、消防部】 517
2.6 ライフラインの確保	【施設部、上下水道部】 517
第2節 竜巻・突風等対策	518

第1	活動内容	519
1.1	竜巻等突風に関する普及啓発の推進	【本部事務局】 519
1.2	救助の適切な実施	【本部事務局、救援避難部】 519
1.3	がれき処理	【環境防疫部】 519
1.4	避難所の開設・運営	【本部事務局、救援避難部】 519
1.5	応急住宅対策	【施設部】 520
1.6	道路の応急復旧	【施設部】 520
第3節	火山噴火降灰対策	521
第1	応急活動体制の確立	【本部事務局】 522
第2	情報の収集・伝達	522
2.1	降灰に関する情報の発信	【本部事務局】 522
2.2	降灰に関する被害情報の伝達	【本部事務局】 522
2.3	降灰に伴う取るべき行動の周知	【本部事務局】 523
第3	避難所の開設・運営	【本部事務局、救援避難部、上下水道部】 523
第4	医療救護	【救護部】 524
第5	交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	【上下水道部、施設部】 524
第6	農業者への支援	【産業部】 524
第7	降灰の処理	525
7.1	降灰の除去	【施設部、上下水道部】 525
7.2	灰の回収	【環境防疫部】 525
第8	広域一時滞在	【救援避難部】 525
第9	物価の安定、物資の安定供給	【産業部】 525

《 第4部 復旧・復興対策計画 》 527

第1節 公共施設の復旧・復興計画 528

第1 復旧・復興計画の方針 529

- 1.1 復旧・復興の基本方針 【総括部（総務部）・渉外情報部（企画財政部）】 529
- 1.2 計画への住民の意向反映 【渉外情報部（秘書室・企画財政部）】 530
- 1.3 財政支援の検討 【渉外情報部（企画財政部）】 530
- 1.4 計画推進のための職員の派遣の要請 【関係各部】 530

第2 復旧・復興計画の推進 531

- 2.1 復旧事業実施体制 【各部共通】 531
- 2.2 復旧事業計画の作成 【各部共通】 531
- 2.3 復興計画の作成 【各部共通】 533

第2節 民生安定のための措置 534

第1 被災者台帳の作成・り災証明書の発行 535

- 1.1 被災者台帳の整備 【総務防災課、調査部（資産税課）、関係各課】 535
- 1.2 り災証明書発行の概要 【調査部（市民税課、資産税課）】 536
- 1.3 り災証明書発行の流れ 【調査部（市民税課、資産税課）】 537
- 1.4 り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置 【渉外情報部、調査部（資産税課）】 539
- 1.5 事前対策 【調査部（資産税課）】 539

第2 被災者の生活確保 541

- 2.1 生活相談 【渉外情報部（関係各課）】 542
- 2.2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 【救援避難部（福祉政策課、生活福祉課）】 543
- 2.3 災害援護資金の貸付け 【救援避難部（福祉政策課、生活福祉課）】 543
- 2.4 被災者生活再建支援制度 【救援避難部（福祉政策課、生活福祉課）】 545
- 2.5 住宅の再建 【施設部（建築住宅課）】 546
- 2.6 職業のあっせん 【産業部（商工振興課）】 546
- 2.7 租税等の徴収猶予及び減免等 【関係各課】 547
- 2.8 生活保護 【救援避難部（生活福祉課）】 549
- 2.9 借地借家の特例の適用に関する計画 【関係各部（関係各課）】 549
- 2.10 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 550
- 2.11 生活必需品等の安定供給の確保 550

第3 義援金品の配布 551

- 3.1 受付窓口の開設 【救援避難部（長寿福祉課）】 551
- 3.2 受付・募集 【救援避難部（長寿福祉課）】 551
- 3.3 保管及び配分 【救援避難部（長寿福祉課）】 552

第4 地域経済の復旧支援 553

- 4.1 農林漁業関係融資 【県、産業部（農業振興課）】 554
- 4.2 中小企業関係融資 【県、産業部（商工振興課）】 555

第3節 激甚災害の指定 556

第1 激甚災害の指定手続 557

- 1.1 激甚法による財政援助 【本部事務局（企画財政部）】 557
- 1.2 激甚災害指定の手続 【本部事務局（企画財政部）】 557

1. 3 激甚災害に関する被害状況等の報告	【本部事務局（企画財政部）】 558
第2 特別財政援助額の交付手続等	559